

高額介護サービス費の支給について

介護保険では、同じ月に利用したサービスの1割の利用者負担の合計額が、下表の負担上限額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。※ショートステイの食費・居住費、日常生活費等の費用の自己負担分は高額介護サービス費の支給対象になりません。

(表) 利用者負担段階と高額介護サービス費の負担上限額

利用者負担段階		高額介護サービス費の負担上限額(月額)
第1段階	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方又は生活保護受給者	15,000円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と 果敢年金収入額が80万円以下の方	15,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、利用者負担段階 第2段階に該当しない方	24,600円
第4段階	上記以外の方	37,200円

特定入所者介護サービス費について

介護保険では、上記利用者負担段階に応じて、介護保険施設サービスでの滞在費・食費の自己負担が軽減されます。

(表) 特定入所者介護サービス費の基準費用額と負担限度額

	滞在費	食費
基準費用額	320円	1,380円
第1段階	0円	300円
第2段階	320円	390円
第3段階	320円	650円